

国際課税委員会（第61回）の概要

文責 森信茂樹

2012年9月18日、経済産業省から、平成25年の税制改正要望(国際課税分野)の話伺い、議論を行いました。また、前回行った、青山先生の「2011年国連モデル条約改定について」も説明の補足がありました。(資料は別添です)

経済産業省の説明の概要は以下の通りです。

日本経済は、従来から抱えていた財政危機や長引くデフレ等の内なる構造的課題に加え、原子力事故・震災や円高等の外的要因が重なり、かつてない危機に直面している。こうした中、企業の海外展開を推進して、海外で得た収益を国内へ還流させることが不可欠である。あわせて、海外からの国内投資を呼び込むことも重要となってきた。このため、タックスヘイブン対策税制の見直しを行ってグローバルな海外展開を支援するとともに、移転価格税制の見直しを行い、国内に進出している外資系企業に対する税務リスクを軽減していく。

タックスヘイブン対策税制については、人口減少や高齢化を背景に国内市場の成長が鈍化していく中、我が国企業が海外で稼いだ収益を国内に還流することで、我が国経済を活性化させていくことが重要となっており、そのためには、記録的な円高を逆に生かしたM&Aによる事業拡大を促進し、グローバル規模でのスケールメリットを最大限に活用できるような環境整備をすることが必要であるという認識に立ち、以下のことが必要と考えている。

我が国企業が、海外での効率的な事業拡大を目的として、グローバル規模で事業活動を行う企業をグループごと買収するケースが増加している。こうした買収対象企業グループでは、事業管理の観点から、タックスヘイブン国に子会社を設置し、その下に事業会社を設置していることが多い。

このような状況に対応し、我が国企業が、買収後に経営資源の再配置によるシナジー効果の確保やガバナンスの強化等を進め国境を越えた体的かつ効率的な経営を実現することを目指しグループ内の企業を統廃合して組織再編を実施しようとする場合、以下のような問題が発生する。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。